

評議員及び役員に対する報酬等について

1 評議員に対する報酬等について

(1) 評議員の報酬の総額

評議員に対する報酬の総額は、各年度20万円を超えない額の範囲とする。

(2) 評議員に対する報酬等の支給基準

評議員に対して会議への出席1回につき、5,000円を報酬として出席の都度、支給することができる。

2 役員に対する報酬等について

(1) 役員の報酬の総額

理事及び監事に対する報酬の総額は、各年度120万円を超えない額の範囲とする。

(2) 役員に対する報酬等の支給基準

①理事及び監事に対して会議への出席1回につき、5,000円を報酬として出席の都度、支給することができる。

②理事及び監事に対して監事による監査への出席1回につき、5,000円を報酬として出席の都度、支給することができる。

③理事長に対して当法人の業務に関する総括責任者及び経理に関する統括責任者としての勤務1回につき、10,000円を支給することができる。支給にあたっては、前月の16日から当月の15日の間の勤務実績に基づいた報酬の総額を毎月25日に支給する。